

こんなヒドイこと誰が進めた？

説明会はどーも怒りと不安

今さらどこへ行けというの!?

機構本部は「閣議決定」とオウム返し

十月から開かれている入居者説明会。「なぜ一方的に追い出されるのか」「公営住宅は入居基準が合わない」「民間アパートは家賃が倍以上で、とても無理」「高齢者というだけで断られる」などの訴えがあいついでいます。これに機構側はただ「閣議決定だから」の一点張り。入居者の怒りは収まりません。

「廃止なんて聞いてない」と怒る定期契約者

「今年三月に入居したが、廃止の話なんか聞いてない。ところが四月に廃止とはひどい」「定期契約制度の詳しい説明もなかった」など、定期契約の人たちも強く抗議しています。

「住宅の役割終わった」と自・公・民

「家主変更」のはずが
全世帯退去・更地化に

雇用促進住宅が移転就職者の宿舍であるだけでなく、公的住宅の柱のひとつとされてきたことは政府自身が認めています。今になって政府・与党が「住宅の役割は終わった」「出て行け」というのは、国民の生活の本拠を乱暴に奪う人権侵害です。

しかも3年半前まで、「自治体などに譲る」「(住宅の)所有権者がかわったというだけで退去ということにはならない」と国会で答弁してきたのに、それをいともあっさりひるがえして、更地で売るために全入居者を立ち退かせるというのは、まさに悪徳業者顔負けのたましうちです。

【国会で・・・】

「その目的、その使命は終わった、やめるべきだ」一九九七年、公明党元委員長・石田幸四郎衆院議員)

「(入居者は)弱者が占めているんじゃないかと、そういう人たちはもう二割以下」(二〇〇七年、公明党・浜田昌良参議院議員)

「公的資金でつくる賃貸の安値の住宅が民業圧迫にならないはずがありません」(二〇〇五年、民主党・馬淵澄夫衆院議員)

業界が政界工作、自・公・民で強行導入

問答無用で明渡し
迫る定期借家制度

借家人が非常に不利な「定期借家契約」制度は、弁護士や司法書士からも強い反対の運動が起こる中、与党自民・公明を軸に野党の民主党も法律の共同提案に加わって作ったもの。

これに向けて業界の政治団体は計2億3千万円も献金するなど凄まじい政界工作を展開しました。自民党の調査会幹事長が4980万円をはじめ閣僚級幹部は1000万円前後、公明党も太田昭宏幹事長代行(当時、現委員長)は40万円、井上義久幹事長代理(当時)は60万円を受け取っています。

【大うそ・・・】

公明党 冬柴鉄三幹事長(当時、後、委員長、国土交通大臣)が「弱者、困窮者対策」の裏付を、「建設省の来年度予算概算要求の説明を十分に受けて、『今度五年間の公共住宅の建設』ということを確認、理解した」と「公明新聞」で大見得を切ったが・・・

実際は、法律の成立から四年間の公共住宅は合計でも、わずかに十五万戸だった。

人権踏みにじる政党にきびしい審判を！



期限延長は
されたけど

1世帯・1人も路頭に迷わせないために 「廃止」は撤回し見直すべきです

日本共産党

全国の怒りで機構が譲歩・期限延長

この春、「今年中にも退去を」と通告が届く緊急事態にあたって日本共産党は、何度も厚生労働省や機構と交渉し、党国会議員団は舛添厚労大臣と直接折衝、地方議員団は機構の各県センターへの要請を重ねるなど、入居者とともにがんばってきました。
その結果、とりあえず退去期限を1年以上（再来年11月まで）延長させ、すべての住宅で十分な説明をするまでは退去要求しないことを約束させることもできました。
しかし、これらが正念場です。「小泉改革」が生んだ貧困格差、深刻な金融危機と不況のなか、無理やりな住宅廃止・とりあげを許さないため、さらに力をあわせましょう。



広がる住民の運動や地方議会意見書

全国で、住宅自治会や有志が勉強会やアンケートなどで住民の声を集めて機構や県、市などに居住権の保障を求める運動がおき、地域町内会が住宅の人たちを全面的に支援する動きも広がっています。
地方議会で住宅存続を求める意見書が採択され、知事や自治体首長が上京して国に存続などを働きかける事例や、住宅の買取を検討する自治体も増えています。
その中で、自民党県議が「国の一方的方針はおかしい。国會議員ルートも使って働きかける」と述べたり、住宅存続の意見書に同意しない公明党市議が保守系議員に説得されて賛成する例も聞かれます。
こうした運動の広がりと、退去期限延長させた成果を生かし、国に廃止の撤回を求める全国統一要請行動も検討されています。



今年7月の機構・厚労省との交渉が大きな力に。

この先どうなる？ Q&A

期限こえたら強制立退き？
そんなことはありません。機構も強制執行はしないと明言していますし、来年3月までの説明で納得しない人が残れば当然、再度の期限延長もせざるを得なくなります。

法律では従うしかないの？
機構は、貸主が明け渡し要求できる借地借家法上の正当事由が見出せないの「裁判になったらもたない」と、こぼしています。一軒でも機構が負けたら取り壊しできません。

閣議決定は動かせないの？
「閣議決定」は国会も通っていない政府の決り事ですから、その気になればいつでも変えられます。そのためにも次の選挙で国会を変えましょう。

